

お客さま各位

暗号資産交換業者・資金移動業者への送金（振込）に関する制限について

近年、特殊詐欺や不正送金の被害が増えており、その資金が暗号資産交換業者や資金移動業者の口座へ送金される事例も確認されています。こうした状況を受け、金融庁および警察庁から、「法人口座及びインターネットバンキングの利用を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について」により追加要請を受けております。

つきましては、お客さまに安心してお取引いただけるよう、この要請に沿った対応を下記の通り進めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

【対応内容】

- 暗号資産交換業者・資金移動業者の金融機関口座に対し、送金元口座（法人口座を含む。）の口座名義人名と異なる依頼人名で行う送金（振込）については、お取扱いできません。
- 名義不一致や不自然な取引が確認された場合、送金を停止または確認のご連絡を差し上げる場合があります。
- 不正利用の疑いがある場合には、口座の一時停止や警察への情報提供を行うことがあります。

以上

ご相談窓口：萩山口信用金庫 総合企画部
電話番号：083-902-2730
受付時間：平日 9:00～17:00

今後とも安心・安全にご利用いただけるよう、当金庫は不正利用防止に努めてまいります。
お客さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。